

(2) 学校段階間の連携・接続等について

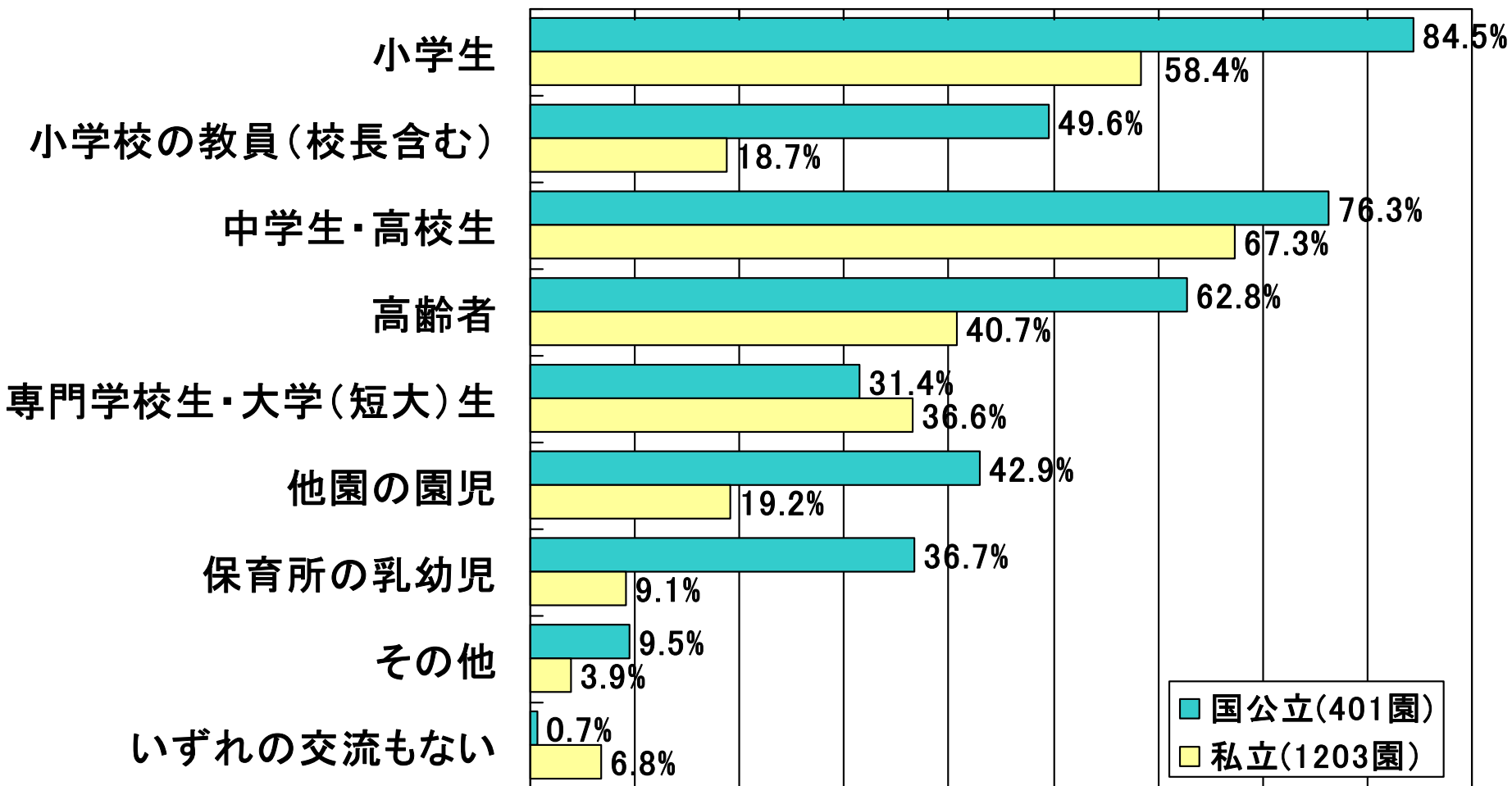
- ① 学校段階間の連携・接続について
 - ・ 幼稚園(及び保育所、認定こども園)と小学校の連携 … 1
 - ・ 小学校と中学校の連携 … 8
 - ・ 中学校と高等学校の連携 … 19
- ② 優れた才能や個性を伸ばす学習機会について … 30

①学校段階間の連携・接続について

幼稚園（及び保育所、認定こども園）と小学校の連携

幼稚園の交流活動の状況

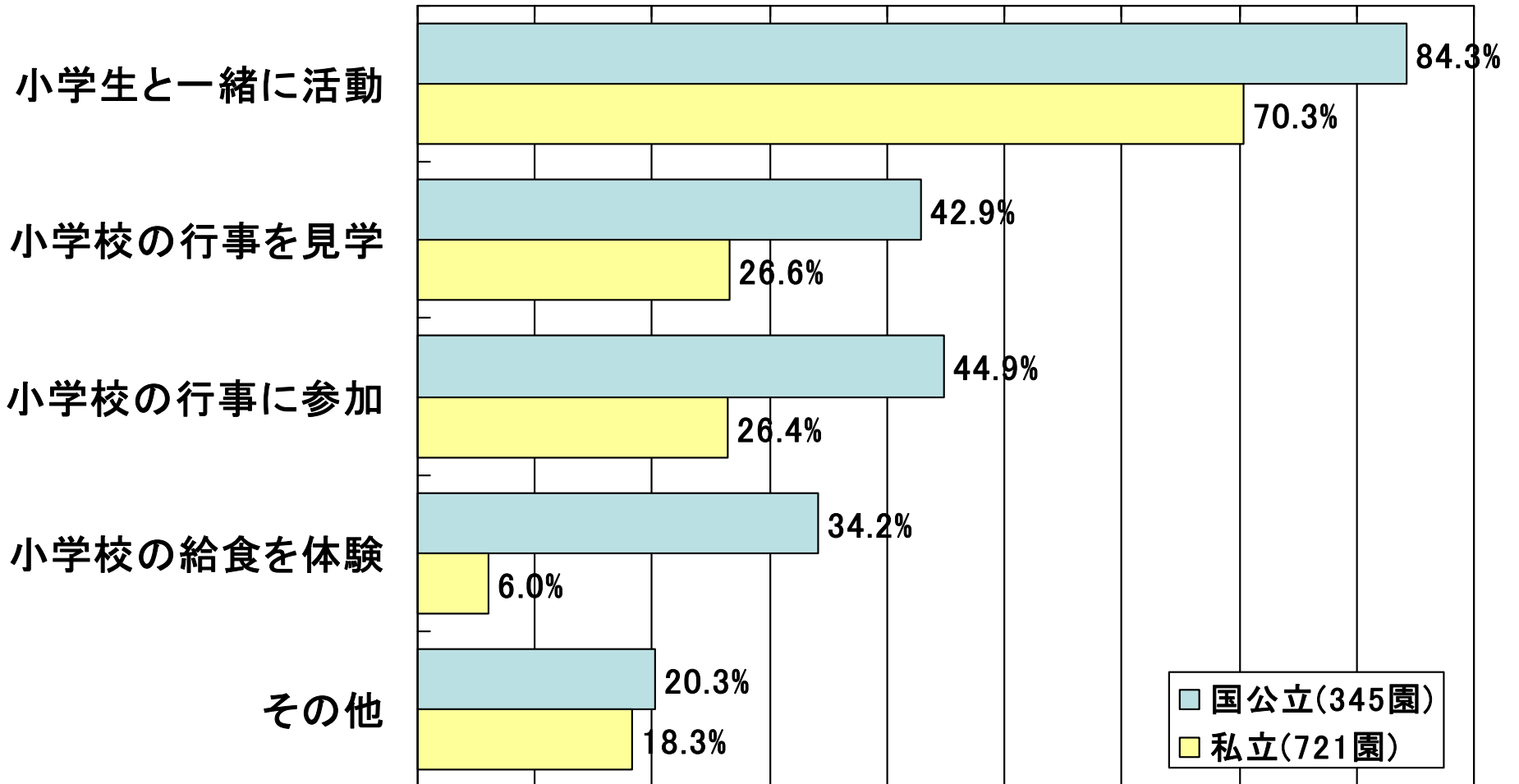
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%



※複数回答可

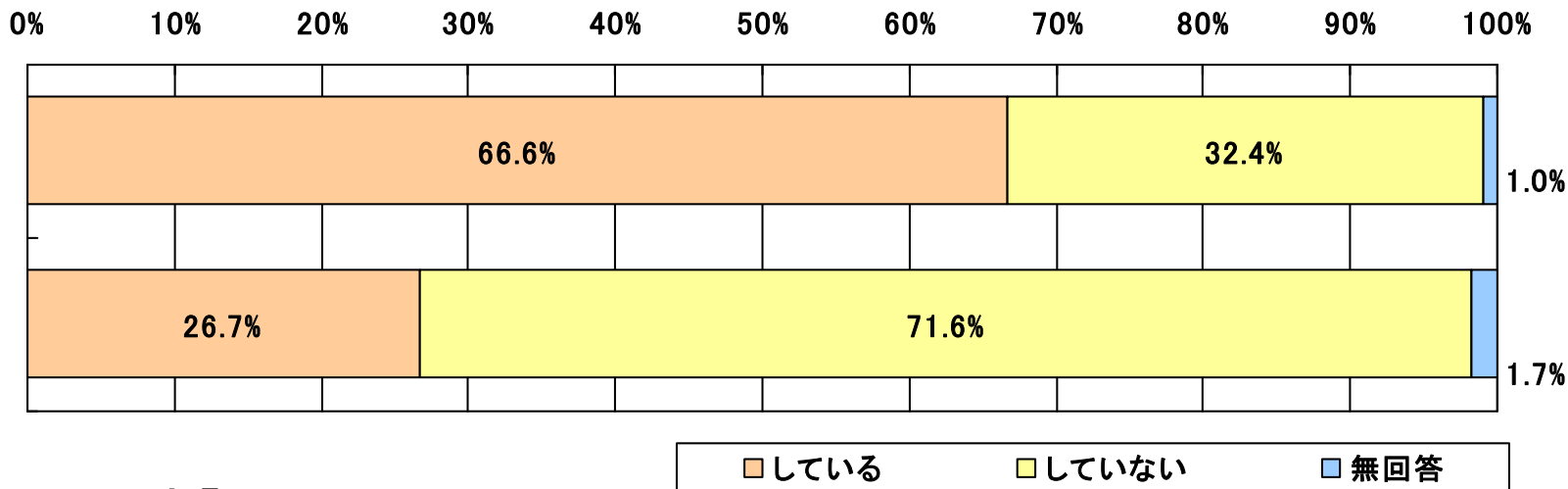
園児と小学生との交流活動の内容

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%

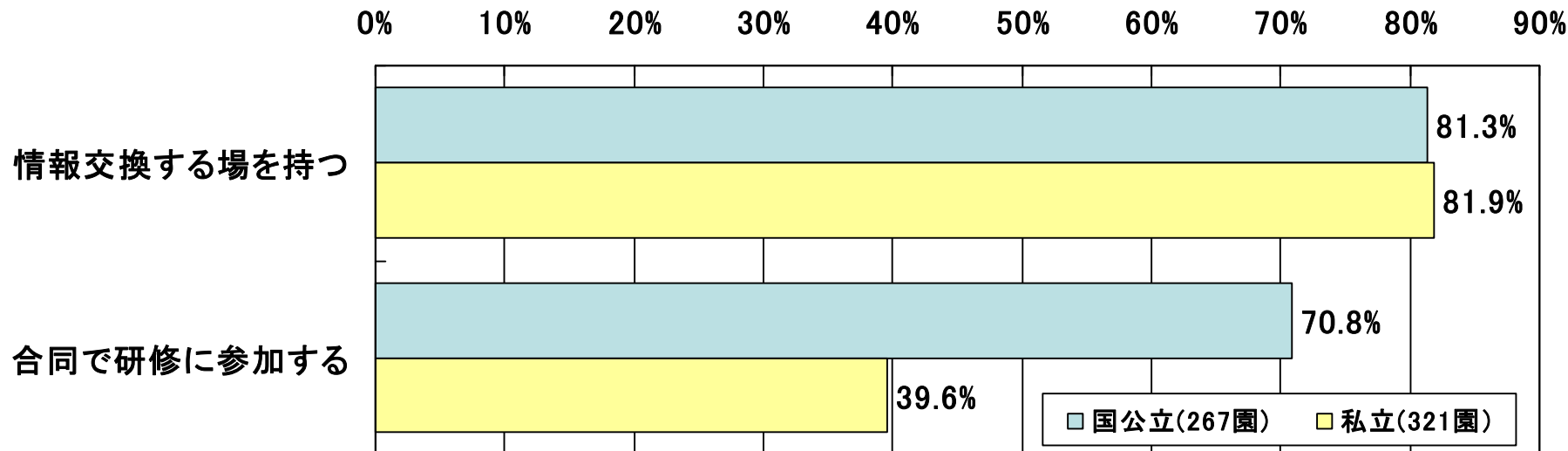


※「小学生」又は「小学校の教員(校長含む)」と交流活動をした園のみ。複数回答可。

幼稚園・小学校の教員間の交流



【交流活動の内容】



※交流活動がある園のみ。複数回答可。

幼稚園教育要領

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等 に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

1 一般的な留意事項

(9) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

2 特に留意する事項

(5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

幼小連携の取組例①

山口県周南市の例

取組の概要

市立の幼稚園、保育所、小学校において、幼稚園から小学校までを見通した教育課程の編成や人事交流などの取組を実施。

- ・小学校教員を1年間幼稚園及び保育所に長期派遣するとともに、合同研修を実施
- ・幼・保・小が共通に目指すこども像を設定し、コミュニケーション力を中心に教育活動を展開
- ・幼・小の合同授業を通して、幼児児童の交流を実施

幼小連携の取組例②

佐賀県多久市の例

取組の概要

私立幼稚園・私立保育所と公立小学校が、地域全体で幼児教育と小学校との円滑な接続を図るため、以下の取組を実施。

- ・小学校入学後の指導に資するため、幼稚園・保育所で幼児の発達状況を記した共通資料を作成し、小学校に提出
- ・4歳児から小学校2年生までを見通し、年齢ごとに目標やねらいを設定
- ・幼・保・小の合同研修会や幼児児童の交流活動を実施

小学校と中学校の連携

小中連携に関する取組の概況

小中一貫教育に関する先行的な取組は、極めて多様

ア) 制度上の特例の活用

特例を活用している取組も活用していない取組もある。

イ) 学年の区切り

9年間区切りなし、5・4制、4・3・2制、2・3・4制、3・4・2制など様々。

ウ) 小学校からの教科担任制

導入するかないか、導入している場合でも、どの学年からどの教科で導入するかについて取組は様々。

小中一貫教育に関する先行的な取組の実施団体のうち、 6-3制とは異なる学年のまとまりを設けている実施団体

5-4制	<p>青森県東通村^{ひがしどおりむら} 大阪府柏原市</p> <p>和歌山県橋本市、海南市、田辺市、すさみ町</p> <p>香川県直島町^{なおしまちょう} 国立大学法人香川大学</p>
4-3-2制	<p>埼玉県八潮市^{やしおし} 広島県呉市</p> <p>東京都品川区 香川県高松市</p> <p>東京都足立区 長崎県佐世保市</p> <p>愛知県飛島村^{とびしまむら} 熊本県宇土市^{うとし}</p> <p>滋賀県高島市 熊本県富合町^{とみあいまち}</p> <p>京都市 大分市</p> <p>奈良市 大分県佐伯市</p> <p>奈良県御所市^{ごせし} 宮崎県日向市^{ひゅうがし}</p> <p>国立大学法人新潟大学 鹿児島県薩摩川内市^{さつませんだいし}</p> <p>学校法人聖ウルスラ学院(仙台市) 国立大学法人京都教育大学</p>
4-5制	大阪府東大阪市 広島市
2-3-4制	北海道三笠市
3-4-2制	宮城県登米市 ^{とめし}
2-2-3-2制	静岡県沼津市
5-2-2制	熊本県産山村 ^{うぶやまむら}

※1 平成12年度以降に行われた研究開発学校又は構造改革特別区域研究開発学校^(*)設置事業における取組。

* H20年度から、学校教育法施行規則第55条の2に基づく文部科学大臣の指定による地域の特色等を生かした特別の教育課程を編成する学校に移行

※2 下線部は既に研究開発期間の終了したもの。

教育課程の特例を活用した小中連携の取組(概要)

- 小中連携の取組数は、以下のとおり
(特例の制度を利用して、学習指導要領等によらない教育課程を編成して行われているもの)

		合計	国立	公立	私立
件数		97件 ^(※)	5件	84件	8件
	研究開発学校	27件	5件	20件	2件
	構造改革特別区域研究開発学校 ^(*) 設置事業	70件	0件	64件	6件
学校数		1,476校 ^(※)	10校	1,450校	16校
	研究開発学校	147校	10校	133校	4校
	構造改革特別区域研究開発学校 ^(*) 設置事業	1,329校	0校	1,317校	12校

◆研究開発学校における取組数は、平成19年度現在

◆構造改革特別区域研究開発学校^(*)設置事業における取組数は、平成19年11月26日現在

* 平成20年度からは、学校教育法施行規則第55条の2に基づく文部科学大臣の指定による地域の特色等を生かした特別の教育課程を編成する学校に移行

※ この数字は、研究開発学校と、構造改革特別区域研究開発学校設置事業との両方をやっているものを含めた延べ数である。【重複している取組は、4件・8校】

① 研究開発学校における取組（事例）

研究開発学校とは

教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、文部科学大臣が、申請のあった学校に学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、新しい教育課程・指導方法について研究開発する制度。（申請者は学校の管理機関）

学校名

大阪府河内長野市立
天野小学校、高向小学校、西中学校

研究開発課題

国際社会に生きる表現力豊かな子どもの育成をめざした小・中学校9年間を見通した英語教育の教育課程・指導方法・評価に関する研究開発

研究の概要

小・中学校9年間を、前期(小1～小4)、中期(小5～中1)、後期(中2～中3)に3区分し、9年間を通して「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能をバランスよく育てることを目指したカリキュラムを3校で共同開発する。

中学校では、各学年とも週4時間を英語科に充て、3時間を「英語総合」、1時間を「英語表現」とする。「英語総合」では生徒の学習意欲を高めつつ、実践的なコミュニケーション能力の基礎を養う。「英語表現」では、トピック・タスクシラバスで、生徒のアイディアや主体性を生かした自己表現活動、コミュニケーション活動、創作活動など発展的な活動を通して4技能を総合的に高める。

小学校では、中学校との円滑な接続を可能にするため、小学校2校のカリキュラムを一本化する方向で研究を進める。児童生徒の意識調査や学習状況の評価を定期的に行い、その結果を分析し、指導の効果を検証する。

② 構造改革特別区域研究開発学校^(*)設置事業における取組(事例)

特区認定自治体
(特区名)

東京都品川区
(小中一貫特区)

取組の概要

区内の小・中学校で、9年間を4年・3年・2年に区切り、柔軟な教育課程の編成を行い、特例措置を活用して以下の取組を実施する。

- ・全学年に「市民科」を新設
- ・小学校第5学年～中学校第3学年にステップアップ学習(選択学習)を新設
- ・小学校第1～第6学年に英語活動を新設
(ただし、平成18年度開校の日野学園は研究開発学校)
- ・小学校第5学年から教科担任制を一部導入

特区認定自治体
(特区名)

京都府京都市
(京都市小中一貫教育特区)

取組の概要

小学校と中学校の9年間を接続し、児童生徒の精神的・身体的な発達段階の特性を考慮して、計画的、系統的な一貫教育を行う。具体的には、

- ・「算数」、「数学」について、小5から中1 までの3年間を通したカリキュラムを一部の学校で実施
- ・小学校高学年に「英語科」を新設
- ・小学校第5・6学年から教科担任制を一部導入

* 平成20年度からは、学校教育法施行規則第55条の2に基づく文部科学大臣の指定による地域の特色等を生かした特別の教育課程を編成する学校に移行

③ 制度上の特例を活用しない取組

制度上の特例を活用せず、現行制度の範囲内で小学校と中学校の連携強化を図っている取組もある。

(例) 東京都三鷹市、和歌山県有田市、福岡県宗像市など

三鷹市の例

学校名

東京都三鷹市立
にしみたか学園
(第二小学校、井口小学校、第二中学校)

取組の概要

- ・小学校から一部教科で教科担任制を導入。
- ・小学校と中学校の間で合同授業などを通じて児童生徒の交流を実施。
- ・小学校と中学校の教員の相互乗り入れや合同研修を実施して連携強化。
- ・現行カリキュラムの範囲内で、つまづき防止等の観点から、9年間を見通し、單元ごとの時間配分等を工夫。
- ・中学校の校長が三校のトップ(にしみたか学園長)を兼ね、責任体制を明確化。
- ・校地・校舎は従来のものを利用。
など

教員免許に関する小学校と中学校の比較

小学校と中学校の両方の教員免許を有している者

	全体	国立	公立	私立
小学校教員のうち 中学校の教員免許を 有している者の割合	63.5%	75.3%	63.6%	52.7%
中学校教員のうち 小学校の教員免許を 有している者の割合	27.3%	38.7%	28.6%	2.9%
	全体	国立	公立	私立
中学校教員のうち高等学校の教員免許を有している者の割合	77.0%	86.0%	76.8%	79.9%
高等学校教員のうち中学校の教員免許を有している者の割合	54.3%	80.2%	56.5%	47.5%

(出典)
平成16年度
学校教員統計調査

平成14年の隣接免許取得促進のための制度改正

3年以上の経験を有する小学校教員
中学校二種免許取得に必要な単位数

22単位

制度改正

14単位

3年以上の経験を有する中学校教員
小学校二種免許取得に必要な単位数

24単位

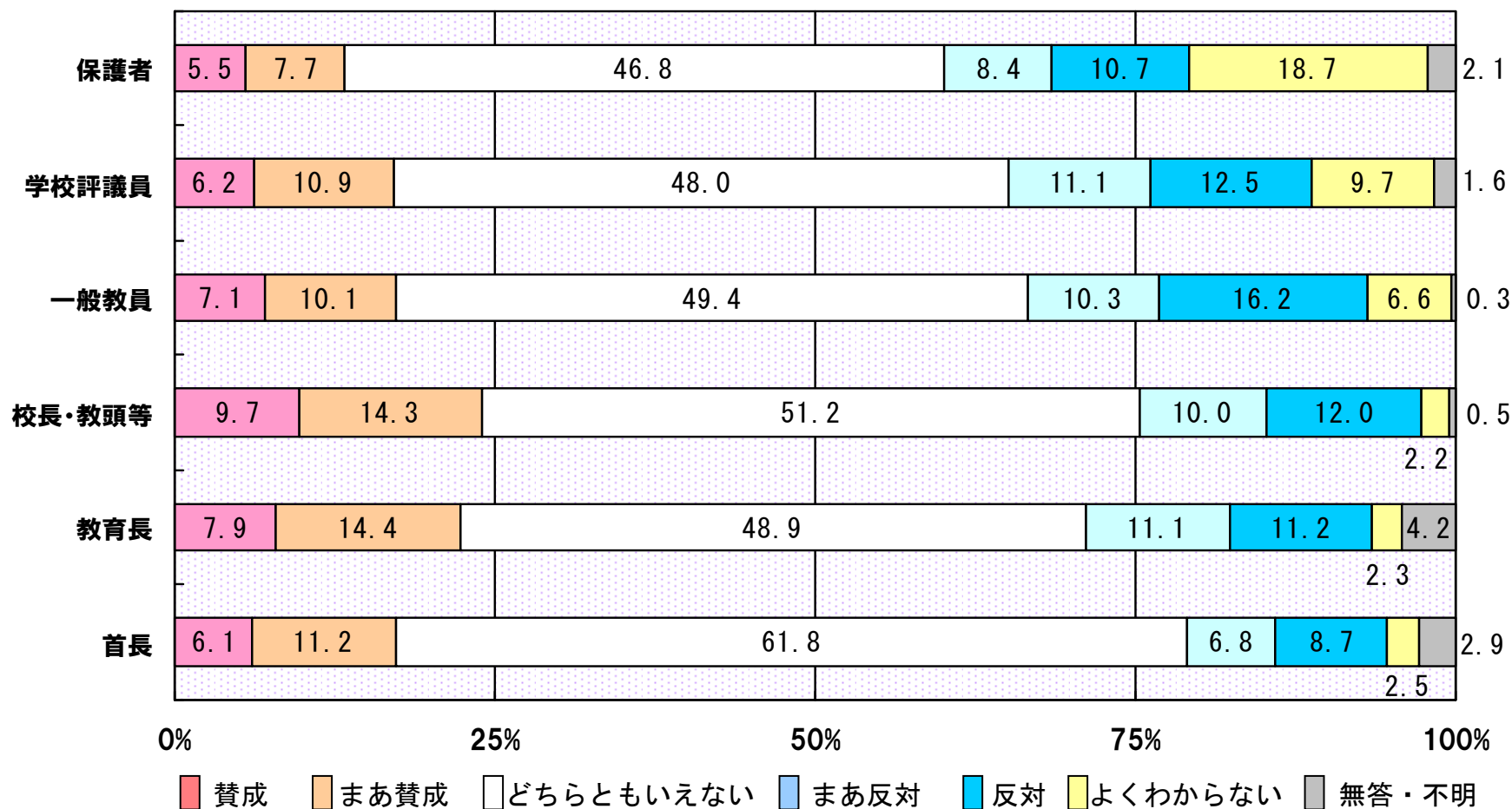
制度改正

12単位

(参考)専科担任制度

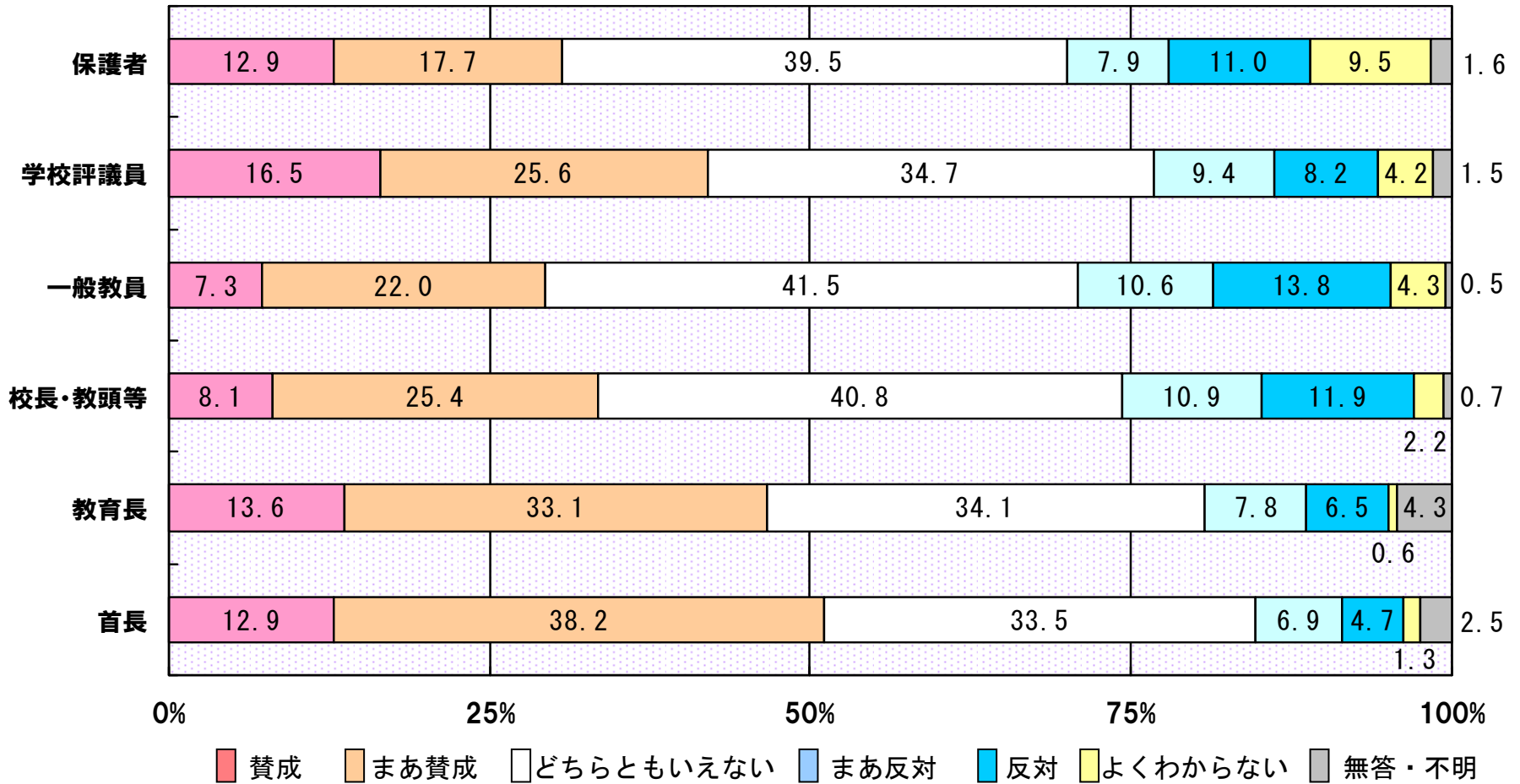
中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。
(例: 中学校の理科の教員が、小学校の理科の授業を行う)

6-3制を5-4制などに変更することについての意識調査結果



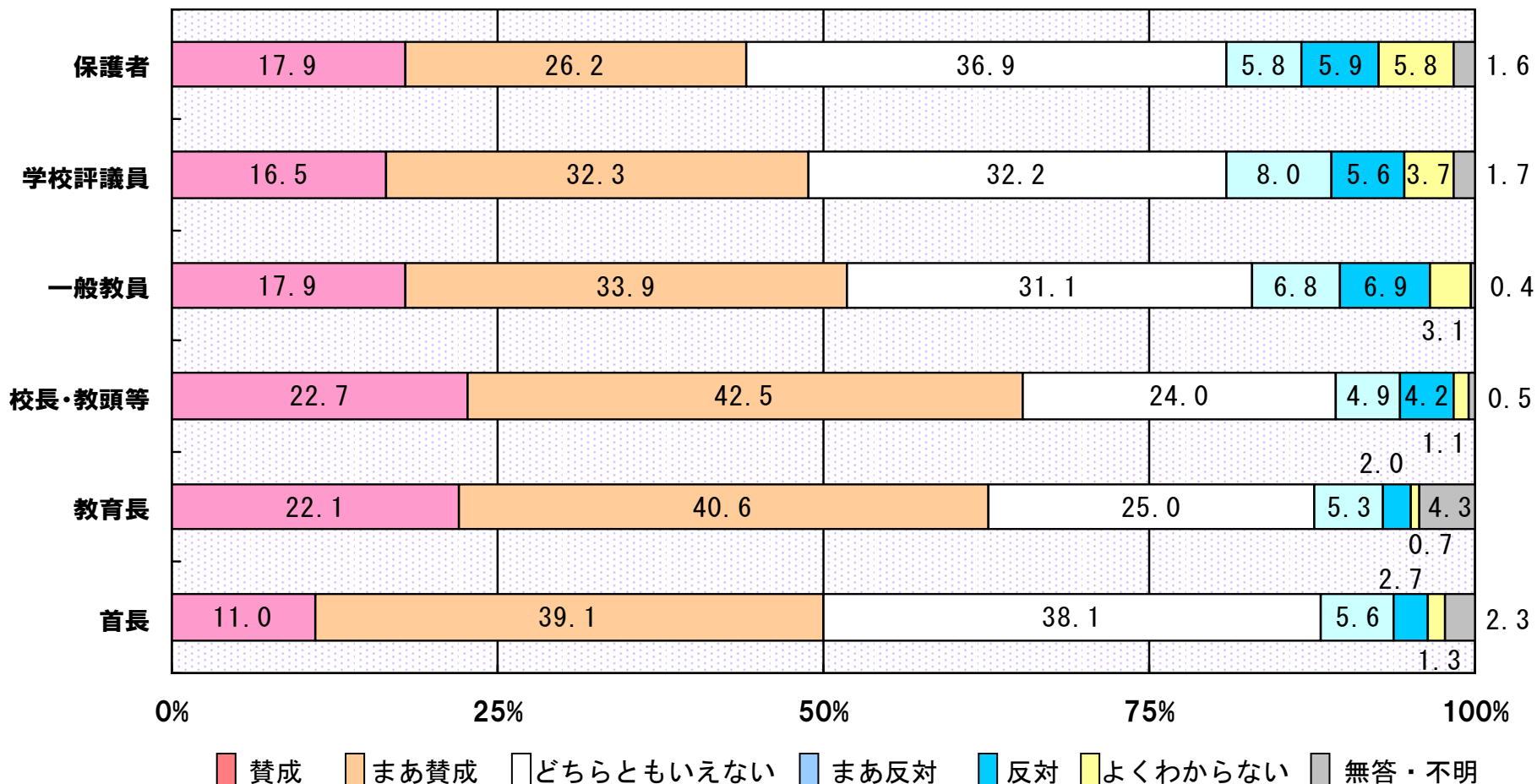
※保護者、学校評議員、一般教員、校長・教頭等は、全国の公立小中学校から無作為抽出した学校（保護者：25校、学校評議員：941校、教員・校長・教頭等：1,219校）に調査票を送付して調査を依頼。教育長、首長は悉皆調査。回収数は、保護者6,742、学校評議員808、教員・校長・教頭等2,503、教育長1,038、首長785。

9年制の小中一貫校をつくることについての意識調査結果



※保護者、学校評議員、一般教員、校長・教頭等は、全国の公立小中学校から無作為抽出した学校（保護者：25校、学校評議員：941校、教員・校長・教頭等：1,219校）に調査票を送付して調査を依頼。教育長、首長は悉皆調査。回収数は、保護者6,742、学校評議員808、教員・校長・教頭等2,503、教育長1,038、首長785。

小学校高学年を教科担任制にすることについての意識調査結果



※保護者、学校評議員、一般教員、校長・教頭等は、全国の公立小中学校から無作為抽出した学校（保護者：25校、学校評議員：941校、教員・校長・教頭等：1,219校）に調査票を送付して調査を依頼。教育長、首長は悉皆調査。回収数は、保護者6,742、学校評議員808、教員・校長・教頭等2,503、教育長1,038、首長785。

中学校と高等学校の連携

中高一貫教育制度について

1. 中高一貫教育校の特色

中学校と高等学校の6年間を接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばす。

- 安定した環境の中で、6年間の学校生活を送ることができる。
- 6年間の計画的・継続的な教育課程を展開することができる。
- 6年間にわたり生徒を把握することができ、個性の伸長や優れた才能を発見できる。
- 学年の異なる生徒同士が共通の活動を通し社会性や豊かな人間性を育成できる。

2. 中高一貫教育校の種類

「中等教育学校」

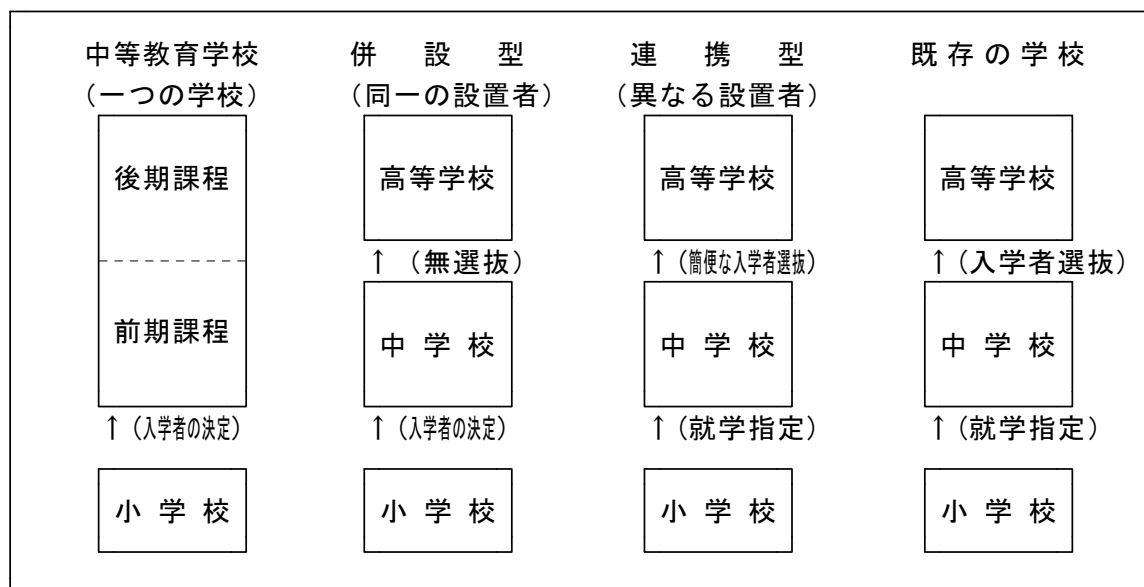
一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行う。

「併設型」の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する。

「連携型」の中学校・高等学校

市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者による中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する。



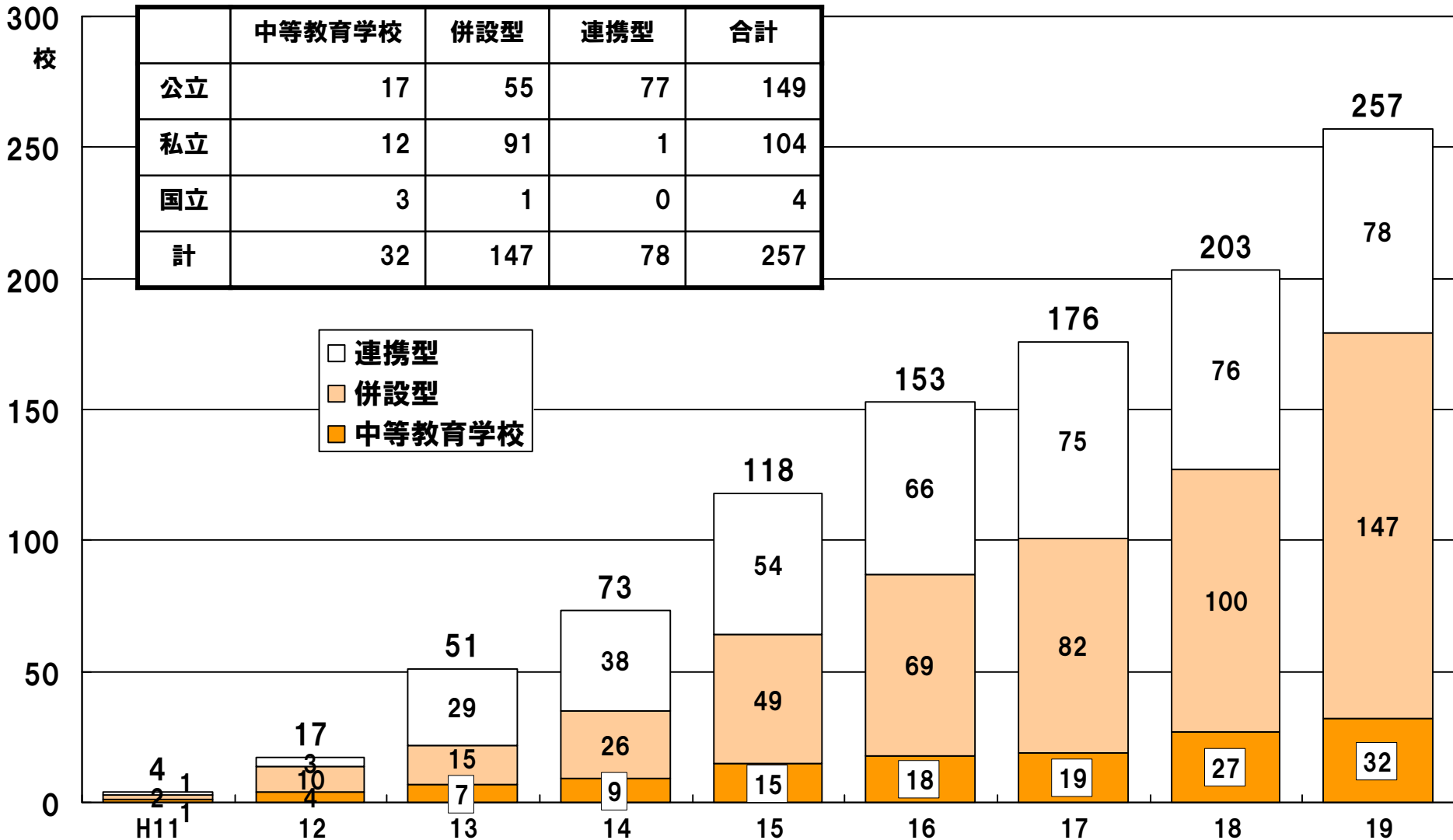
中高一貫教育校における特例（平成20年度）

		一般の中学校・高等学校	中等教育学校・併設型	連携型
中学校 段階	選択教科 による 必修教科 の代替		必修教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該必修教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。	
	各選択 教科の 授業時数		特に必要がある場合は、左の時間を超えて各学校が定めることができる。	
	指導内容 の移行		<p>①中学校と高等学校との指導内容の入れ替え 前期課程（中学校）と後期課程（高等学校）の指導内容の一部を相互に入れ替えが可能。</p> <p>②中学校から高等学校への指導内容の移行 前期課程（中学校）の指導内容の一部を後期課程（高等学校）へ移行することが可能。</p> <p>③高等学校から中学校への指導内容の移行 後期課程（高等学校）の指導内容の一部を前期課程（中学校）へ移行することが可能。この場合、後期課程（高等学校）で再履修しないことが可能。</p>	
高等学校 段階	普通科 における 単位数	20単位まで	普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限 30単位まで	

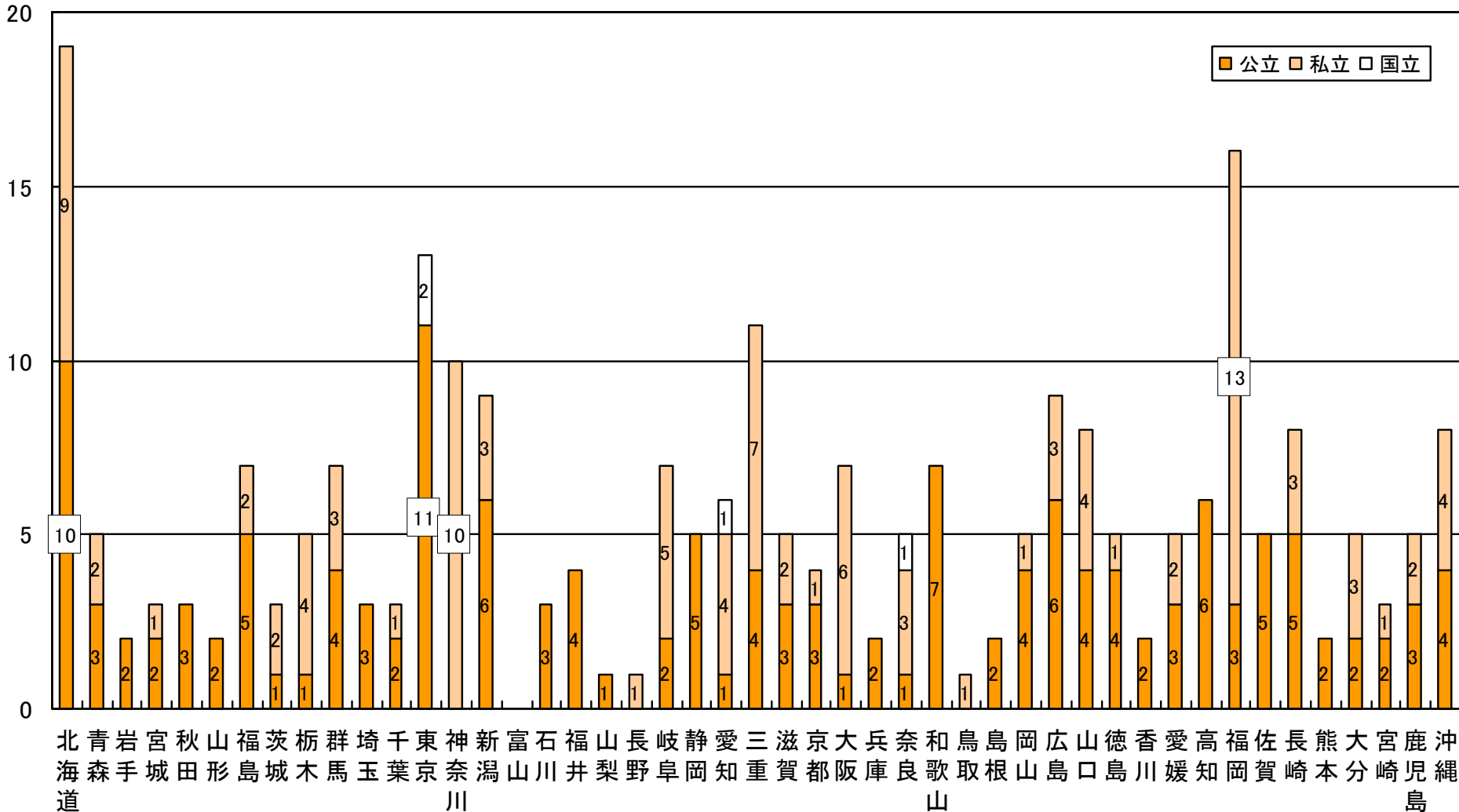
中高一貫教育校の推移

(平成19年度の内訳)

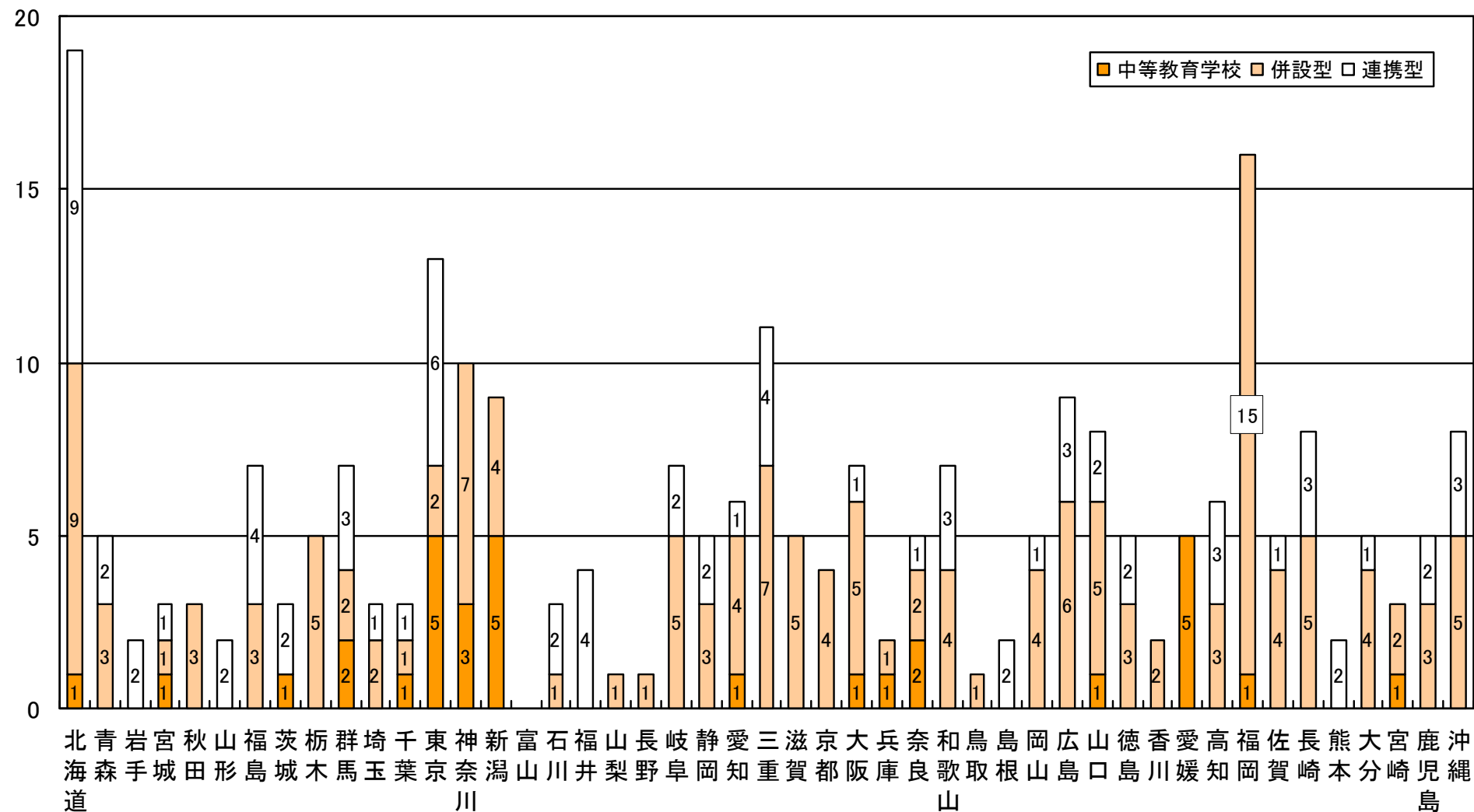
	中等教育学校	併設型	連携型	合計
公立	17	55	77	149
私立	12	91	1	104
国立	3	1	0	4
計	32	147	78	257



中高一貫教育校数 (都道府県・設置者別)



中高一貫教育校数 (都道府県・設置形態別)



中高一貫教育 関係法令 (中等教育学校・併設型)

「中等教育学校」

【学校教育法】

第63条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第65条 中等教育学校の修業年限は、6年とする。

第66条 中等教育学校の課程は、これを前期3年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。

【学校教育法施行規則】

第109条 中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第110条 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する。

2 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。

「併設型」の中学校・高等学校

【学校教育法】

第71条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

【学校教育法施行規則】

第114条 併設型中学校の教育課程については、第5章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

2 併設型高等学校の教育課程については、第6章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第115条 併設型中学校及び併設型高等学校においては、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

第116条 第90条第1項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜は行わないものとする。

第117条 第107条及び第110条の規定は、併設型中学校に準用する。

中高一貫教育 関係法令 (連携型)

「連携型」の中学校・高等学校

【学校教育法施行規則】

第75条 中学校（併設型中学校を除く。）においては、高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校の設置者が当該高等学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する中学校（以下「連携型中学校」という。）は、第87条第1項の規定により教育課程を編成する高等学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第77条 連携型中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第87条 高等学校（学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型高等学校」という。）を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）は、連携型中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第88条 連携型高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第90条

4 連携型高等学校における入学者の選抜は、第75条第1項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」

平成9年6月26日 中教審答申(抜粋)

第3章 中高一貫教育

(中高一貫教育の意義と選択的導入)

- 中高一貫教育には、様々な利点があるが、特に、「ゆとり」ある学校生活を送ることを可能にするということの意義は大(子どもたちは、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねること等を通じて、豊かな学習をし、個性や創造性を伸ばすことがより可能に。その中で、じっくり学ぶことを希望する子どもへの十分な指導がより可能に)。このため、中高一貫教育を享受する機会をより広く提供していくことが適当。

<利点>

- ① 高等学校入学者選抜の影響を受けずに「ゆとり」のある安定的な学校生活が送れること
- ② 6年間の計画的・継続的な教育指導が展開でき効果的な一貫した教育が可能
- ③ 6年間にわたり生徒を継続的に把握することにより生徒の個性を伸ばしたり、優れた才能の発見がよりできること
- ④ 中学校1年生から高校3年生までの異年齢集団による活動が行えることにより、社会性や豊かな人間性をより育成できること

- なお、中高一貫教育には様々な利点がある一方で、留意すべき点もあり、それらに適切に対処していくことが必要。

<留意すべき点とそれらへの対処に関する考え方>

- ① 受験競争の低年齢化につながるものがないよう、公立学校では学力試験を行わない等、入学者を定める方法などについて適切な配慮が必要
- ② 受験準備に偏した教育が行われるものがないよう、普通科タイプの場合には特に配慮が必要
- ③ 心身発達の差異の大きい生徒を対象に円滑な学校運営を行うよう、日常の指導や学校運営に当たって、教員が緊密に連携し、きめ細かな配慮していくことが必要
- ④ 生徒集団が長期間同一メンバーで固定されることにより学習環境になじめない生徒が生じるものがないよう、「ゆとり」の中で、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねること等を通じて豊かな学習を行えるようにすることが必要
- ⑤ また、途中で転学を希望する生徒に対して十分に配慮していくことが必要

- 中高一貫教育の導入に当たっては、子どもたちや保護者などの選択の幅を広げ、学校制度の複線化構造を進める観点から、中高一貫教育の選択的導入を行うことが適当(従来の中学校・高等学校に区分された中等教育も大きな利点や意義を持っており、中高一貫教育の利点と問題点の軽重を総合的に判断するのは子どもたちや保護者)。

- 中高一貫教育の選択的導入は、地方公共団体や学校法人などの学校設置者が、自らの創意工夫によって特色ある教育を展開する裁量の範囲を拡大することに資する。

(中高一貫教育の導入の具体的な在り方)

- 中高一貫教育の具体的な在り方については、学校設置者の主体的な判断を尊重することが適当。国の役割は、そのための制度上の隘路を取り除くことを含めて、制度改革を行うこと。
- 中高一貫教育の実施形態については、次のような類型が考えられ、中高一貫教育の円滑な導入を図るためには、学校設置者がそのいずれも選択できるよう、所要の制度改革を行うことが必要。
 - ① 同一の設置者が中学校・高等学校を併設する
 - (a) 独立した中学校・高等学校を併設
 - (b) 一つの6年制の学校（いわゆる6年制中等学校）として設置・運営
 - ② 市町村立中学校と都道府県立高等学校を連携する
- 教育内容については、「ゆとり」の中で子どもたちの個性や創造性を大いに伸ばしていくものとすべき。その類型としては、普通科タイプ、総合学科タイプ、専門学科タイプなどが考えられ、そのいずれを採るかは学校設置者の選択に委ねていくべき。ただし、普通科タイプの場合は、受験準備に偏した教育を行わないよう強く要請。
- 中高一貫校においては、特色ある教育を提供していくことが望まれるが、例えば、次のような特色を6年間の一貫した軸に据えて教育活動を展開していくことが有意義。
 - ① 体験学習を重視する学校（ボランティア体験、社会体験、勤労体験、自然体験などを積極的に導入）
 - ② 地域に関する学習を重視する学校（地域の歴史や文化、自然、産業を活かした指導内容、地域の人材の活用など）
 - ③ 国際化に対応する教育を重視する学校（コミュニケーション能力の育成、国際交流活動や国際理解教育の推進など）
 - ④ 情報化に対応する教育を重視する学校（インターネット等の活用、情報リテラシーや情報モラルの育成など）
 - ⑤ 環境に関する学習を重視する学校（自然体験活動の充実、環境や自然を大切にする心の育成など）
 - ⑥ 伝統文化等の継承のための教育を重視する学校（伝統工芸や伝統産業の技術の伝承、伝統技能の技の伝授、後継者の養成など）
 - ⑦ じっくり学びたい子どもたちの希望に応える学校
（個別のきめ細かな教育計画を立て子どもたちを指導。学習のつまずきを的確に把握し、基礎・基本を確実に学ばせ、じっくりと問題を克服）
- 入学者を定める方法については、受験競争の低年齢化を招くことのないような適切な配慮が必要。特に、地方公共団体が設置する学校にあっては、学力試験を行わず、学校の個性や特色に応じて、抽選、面接、推薦等の多様な方法を適切に組み合わせることが適当。また、現在、学力試験を偏重する選抜や小学校教育の趣旨を逸脱した出題を行っている一部の国私立中学校に対しては、改善を要請。
- 高等学校段階に進む時点での入退学等についての配慮が必要（進路変更を希望する生徒の他の高校への進学への配慮、高校段階での入学をある程度の数認めること、6年制の学校の第3年次修了者を中学校卒業者と同等に扱うことなど）。

②優れた才能や個性を伸ばす学習機会について

中央教育審議会答申（平成9年）

「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）」（抄）

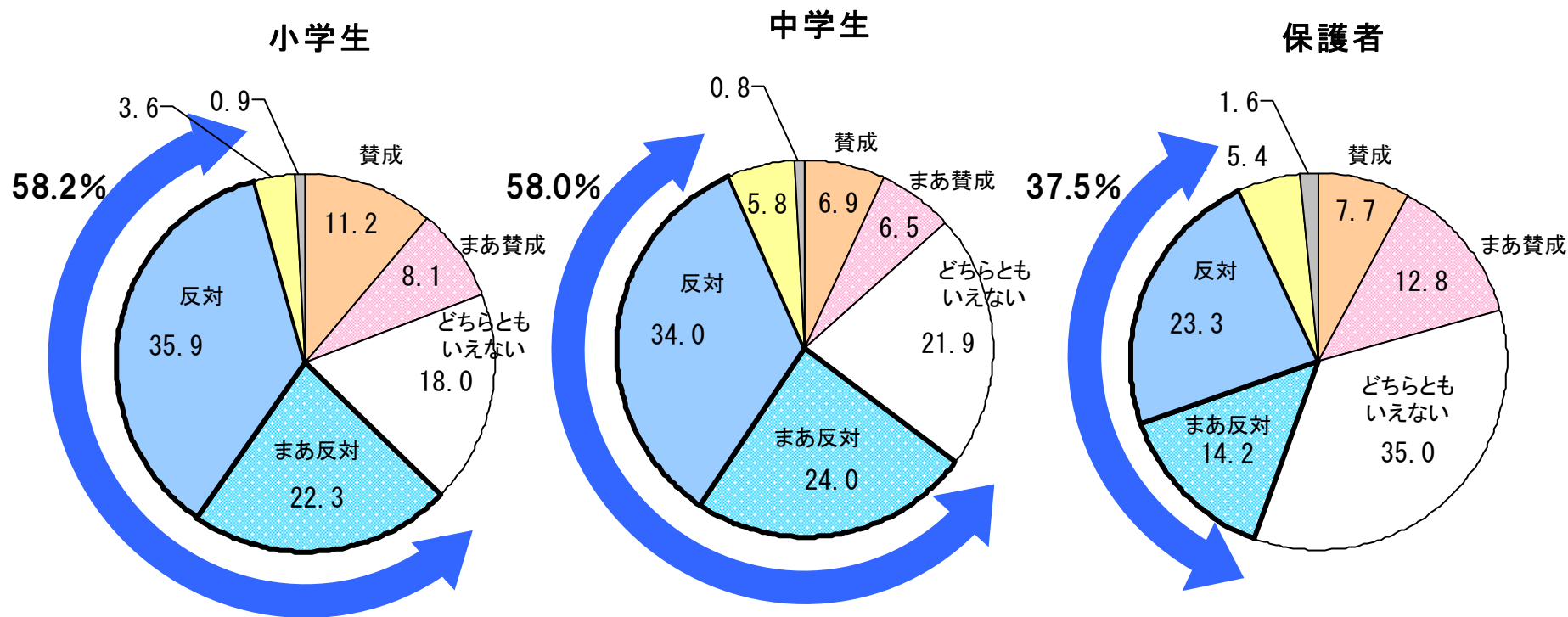
第4章 教育上の例外措置

[7] いわゆる「飛び級」について

我々は、教育上の例外措置の検討と関連して、小・中・高等学校の各学校段階内において、学年を飛び越すという意味での「飛び級」の導入の是非についても検討した。

しかしながら、現時点では、こうした「飛び級」は、いわゆる「受験エリート」を育成するために活用され、保護者間に無用の焦りを招いたり、受験競争を激化させるおそれが強く、また、子どもたちの心理状況として、学校内で「飛び級」をすることが様々な問題を引き起こすおそれがあることなどから、社会的な合意を得ることは困難であると考え、義務教育段階の小・中学校では、「飛び級」を行わないことが適当であると考えた。高等学校においても、学年を飛び越えた「飛び級」は同様の問題があり、適当ではないと考える。

義務教育段階における飛び級に関する意識調査結果



賛成
 まあ賛成
 どちらともいえない
 まあ反対
 反対
 よくわからない
 無答・不明

* 小学生、中学生については、「できる子どもは早く上の学年に進めるようにしてほしい」という質問に対する、「とてもそう思う」「まあそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」「まったくそう思わない」「よくわからない」「無答・不明」の値(%)

* サンプル数は、小学生3,350名、中学生2,924名、保護者6,742名、学校評議員808名、一般教員1,689名、校長・教頭は「校長」360名と「教頭・副校長」372名、教育長1,038名、首長785名。